

○ 新潟市住居表示整備実施基準

(昭和 38 年 9 月 2 日決裁)

(昭和 50 年 1 月 16 日一部改正)

(昭和 58 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 8 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 9 年 4 月 1 日一部改正)

(平成 17 年 3 月 21 日一部改正)

(平成 19 年 4 月 1 日一部改正)

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号以下「法」という。）に基づき、本市が実施する住居表示の基準について必要な事項を定めるものとする。

1 住居表示の方法

住居表示の方法は、法第 2 条第 1 項に規定する「街区方式」とする。

2 町の区域の合理化

住居表示をしようとする場合において、その区域内の町の区域に次の基準に適合しないものがあるときは、その町の沿革、地域社会の実態等に即しつつ、できるだけこれに適合するようにその町区域の合理化に努めること。

(1) 町の境界

町の境界は、道路・鉄道・若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川・水路等によって定められていること。

この場合境界線は原則として、道路・河川・水路等の東西線にあつては南側側線、南北線にあつては東側側線であることが適当であること。

(2) 町の形状及び規模

ア 町の形状は、その境界が複雑に入り組んだり、飛び地が生じたりしないように簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。

イ 町の規模は、その町の性格及び形態並びに当該地域の用途地域別及び人口、家屋の密度等を勘案し、街区数があまり多くなったり、少なくなったりしないように定めるものとする。

「標準規模」

商業地域 33,000 平方メートルから 66,000 平方メートルまで

住居地域 66,000 平方メートルから 132,000 平方メートルまで

工業地域 66,000 平方メートルから 165,000 平方メートルまで

3 町の名称の定め方

2 による町の区域の合理化のため、新しい町を設け又は町の名称を変更する場合には、その名称は、次の基準によるものとする。

(1) 従来町の名称（公称・通称とも）又は、当該地域における歴史・伝統・文化のうえで由緒ある名称で親しみ深く語調のよいものを選択する。

(2) 常用漢字を用いる等読みやすく簡明なものとする。

(3) 全市を通じて同一の名称又は、まぎらわしい類似の名称が生じないようにする。

- (4) 町の名称として丁目をつける場合においては、その利害得失を十分検討のうえ行なうものとし、丁目の数は、おおむね4・5丁目程度にとどめることが適当である。

4 街区割り

- (1) 街区は、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によって定めるものとする。
- (2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合い及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとする。

「標準規模」

面積 3,000 平方メートルから 5,000 平方メートルまで 戸数 30 戸程度

5 街区符号の付け方

街区符号は数字を用い、各区役所に最も近い街区を起点として、順序よくつけるものとする。

6 住居番号の付け方

住居番号は、住居表示台帳として作成される地図に基づき設定された住居番号の基礎となるべき番号（以下「基礎番号」という。）によって、建物その他の工作物（以下「建物等」という。）に付けるものとする。

(1) 基礎番号の設定

ア 街区の境界線をあらかじめ、おおむね 10 メートルの間隔（以下「フロンテージ」という。）に区切り基礎番号をつけるものとし、街区の一边のフロンテージに2分の1未満の端数が生じたときは、その部分は直前のフロンテージに加えるものとする。

イ 基礎番号は、各区役所に近い街区の角を起点として、右回りに当該間隔に番号を付けるものとする。ただし、街区の一方に水路・緑地・がけ等がある場合は、右回りに番号が連続するよう起点を定めるものとする。

ウ 街区の角が曲線の場合は、起点に近い適当な点を定めるものとする。

エ 街区内に袋状道路（以下「袋小路」という。）がある場合、その袋小路の延長等の状況から同一番号の不便を解消するため、特例的にその袋小路の延長・性格・将来性等を考慮しつつ、順次基礎番号を付けることができるものとする。

(2) 住居番号の設定

ア 住居番号は、その建物等の出入口が面している境界線上の基礎番号をもって住居番号とする。

イ 建物等の出入口又は道路の中心に基礎番号の分岐がある場合は、若い数字の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

ウ 建物等に主要な出入口が2つ以上あるときは、市長の認定により主要な出入口1つを選定し、その出入口が面し、又は通じている街区の境界線上の基礎番号をもって当該建物等の住居番号とする。

エ 一街区の全部を一つの建物等が占めている場合においても、当該建物等の主要な出入口が面している基礎番号をもって住居番号とする。

(3) 住居番号の付け方の特例について

ア 住居番号を付ける場合は、フロンテージ方式によることとされているが、恒久的な建築物（施設）の所在する地区においては、次のような方式によることができること。

(ア)一街区中に一施設だけの場合は、フロンテージに関係なく住居番号を付けることができる。

(イ)街区中の建物のほとんどが、恒久的な高層ビルのみで占められる街区にあつては、各建物の住居番号は棟番号的なものとなるように付定することができる。

イ 複数の住居に住居番号を付ける場合に、番号の重複が避けられないときは、住居番号に枝番号を用いることができる。

7 住居表示のしかた

(1) 住居表示のしかたは、次の例のとおりとする。

新潟県新潟市〇〇区〇〇町（丁目）〇番〇号

(2) 住居番号に枝番号を用いた場合は、次の例のとおりとする。

新潟県新潟市〇〇区〇〇町（丁目）〇番〇号〇

8 団地及び中高層建物の住居表示の特例

団地及び中高層建物における住居表示のしかたについては、自治省が定めた特例によって行なうことができる。

9 表示板の基準

(1) 街区表示板

町の名称及び街区符号を記載した表示板（街区表示板）を設ける場合は、次のようにする。

ア 設置場所

街区表示板は、各街区の角、又は街区の角付近の建物等、電柱及び標柱に歩行者、諸車から見やすい箇所に取り付け、表示板の下端が地上からおおむね 1.6 メートルとなるよう設置する。

イ 寸法及び表記

街区表示板の大きさは、縦 660 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、縦の表記として上部に区名及び町名を漢字又はかな及びローマ字で、下部に街区番号を数字で表記する。ローマ字は、漢字又はかなの下に横書で表記する。

ウ 文字及び数字の書体

漢字及びかなの書体は写真植字の「中角ゴシック体」を用いる。数字はアラビア数字、ローマ字のつづり方はヘボン式とし、書体は共にユニバースメデュウムを用いる。

エ 色 彩

表示板の色彩は明度・彩度のよい 2 色で構成する。一色は、地色で暗い青色とし、他の一色は、文字及び数字の色として白色とする。

オ 材 質

表示板は、容易に腐朽又は退色しないものを用いる。

(2) 町名板・住居番号板及び枝番号板

建物等の所有者・管理者又は占有者が住居番号を表示する場合には、次によるものとする。

ア 設置場所

町名板・住居番号板及び枝番号板は、門柱又は玄関等で地上からおおむね 1.6 メートルの位置で来訪者から見やすい場所に付けるものとする。

イ 寸法及び表記

町名板の大きさは縦 60 ミリメートル、横 30 ミリメートルとする。住居番号板の大きさは、縦 60 ミリメートル、横 120 ミリメートルとし、横の表記として左側に街区番号を右側に住居番号とする。枝番号板は縦 60 ミリメートル、横 60 ミリメートルとする。

ウ 書体及び色彩並びに材質

町名板の色彩は、白い地に文字は暗い青色とし、書体は「中角ゴシック体」又は「中丸ゴシック体」を用いる。住居番号板及び枝番号板は、街区表示板の例による。

10 住居表示台帳

(1) 市は住居表示を行う区域について正確な地図に基礎番号を図示した住居表示台帳（別図）を作成し、保管すること。

(2) 住居表示台帳は縮尺500分の1によるものとし街区ごとに作成し、各町単位に編集すること。

11 住居表示旧新・新旧対照表及び住居表示新旧案内図は、住居表示を行う区域ごとに作成し、所定のものとする。

12 その他

この基準のほか住居表示実施に当たって必要な事項は、その都度定めるものとする。

別図

住居表示台帳

